

プレスリリース

東北2田子地区樹木採取区における 樹木採取権者の決定等について

令和4年3月16日
東北森林管理局

令和3年9月6日付けで指定した東北2田子地区樹木採取区において、樹木採取権の設定を行いました。

1. 樹木採取権の設定

令和3年9月6日付けで指定した東北2田子地区樹木採取区において、東北森林管理局長が、本日（令和4年3月16日）、青森県森林組合連合会（代表理事会長 本間家大）を樹木採取権者として決定し、樹木採取権を設定しました。詳細は東北森林管理局ホームページにて公表しています。

東北森林管理局ホームページ URL

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/policy/business/jumokusai-shuken/setei-tohoku2.html>

お問い合わせ先



林野庁 東北森林管理局 森林整備部 資源活用課

担当者：企画官（供給戦略） 春日 正人

電話：018-836-2149 FAX：018-836-3594

林野庁